

平成30年 第4回 臨時会

白鷹町議会会議録

平成30年7月24日 開会
平成30年7月24日 閉会

白 鷹 町 議 会

白鷹町告示第72号

平成30年第4回白鷹町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年7月18日

白鷹町長 佐藤 誠 七

記

1. 期 日 平成30年7月24日（火） 午前10時 開議
2. 場 所 白鷹町役場 議場
3. 付議事件
 - 1) 白鷹町医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 2) 平成30年度鮎貝第一汚水幹線更新工事請負契約の締結について

平成30年第4回白鷹町議会臨時会

議事日程

平成30年7月24日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議第62号 白鷹町医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議第63号 平成30年度鮎貝第一汚水幹線更新工事請負契約の締結について

○出席議員（14名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 遠藤 幸一 | 議員 | 2番 | 渡部 善美 | 議員 |
| 3番 | 笹原 俊一 | 議員 | 4番 | 佐々木 誠司 | 議員 |
| 5番 | 小口 尚司 | 議員 | 6番 | 小形 輝雄 | 議員 |
| 7番 | 田中 孝 | 議員 | 8番 | 山田 仁 | 議員 |
| 9番 | 奥山 勝吉 | 議員 | 10番 | 石川 重二 | 議員 |
| 11番 | 佐藤 京一 | 議員 | 12番 | 菅原 隆男 | 議員 |
| 13番 | 関 千鶴子 | 議員 | 14番 | 今野 正明 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|-------|
| 町 長 | 佐藤 誠七 |
| 副 町 長 | 横澤 浩 |
| 教 育 長 | 沼澤 政幸 |
| 総 務 課 長 | 松野 芳郎 |
| 企画政策課長 | 菅間 直浩 |
| 企画主幹 | 永野 徹 |
| 税務出納課長 | 高橋 浩之 |
| 町民課長 | 中村 裕之 |
| 健康福祉課長 | 長岡 聡 |

商工観光課長	齋藤重雄
農林課長(併)農業委員会事務局長	大木健一
建設水道課長	菅原良教
病院事務局長	渡部町子
教育次長	田宮修
監査委員	竹田謙一

○職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	樋口浩
係長	橋本達也
書記	菅原美樹

開 会

<午前10時00分>

【開議の宣告】

- 議長（遠藤幸一） おはようございます。ご参集まことにご苦労様です。
これより、平成30年第4回白鷹町議会臨時会を開会いたします。
出席議員は全員であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

【議事日程の報告】

- 議長（遠藤幸一） 議事日程は、お手元に配布のとおりです。

【会議録署名議員の指名】

- 議長（遠藤幸一） 議事に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。
14番 今野 正明君
2番 渡部 善美君
の両名を指名いたします。

【会期の決定】

- 議長（遠藤幸一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日開催の議会運営委員会に諮問したところ、7月24日本日1日が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【議第62号の上程、説明、質疑、討論、採決】

- 議長（遠藤幸一） 日程第3、議第62号 白鷹町医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました、議第62号 白鷹町医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部改正に迅速に対応することを目的に、支給額等の規定を規則に委任する改正を行うため提案するものであります。

なお、内容につきましては町民課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町民課長、中村裕之君。

○町民課長（中村裕之） ご説明申し上げます。

議第62号 白鷹町医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明申し上げます。お聞きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、重度心身障がい者の継続的な外来療養に係る負担の軽減を図ることを目的に山形県医療給付事業補助金交付規程の一部改正が行われ、平成30年8月1日からの一部負担金に係る限度額の引き上げを実施せず、現行の限度額を継続する改正が行われました。医療給付事業の実施にあたっては、県交付規程の改正に基づく条例の改正が必要となることから、県交付規程の一部改正に迅速に対応するため、対象者及び支給額について規則に委任する改正を行うものであります。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第1条、目的、改、文言の整理を行うもの。

第2条第1項及び第2項、対象者、改、医療給付の対象者について、規則へ委任する改正を行うもの。なお、県の交付規程の改正内容であります。後期高齢者医療制度の被保険者であって、医療に係る一部負担金の割合が1割の者を重度心身障がい（児）者医療の対象者とするものであります。

第4条、支給額、改、支給額について規則へ委任する改正を行うものであります。なお、県の交付規程の改正内容であります。外来療養等に係る重度心身障がい（児）者医療の一部負担金の上限額について、当分の間、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条に基づく高額療養費算定基準は適用せず、現行の上限額に据え置くよう規定するものであります。下に表を載せておりますが、一部負担金の上限額、外来・訪問看護につきましては平成30年8月以降、月1万4,000円に据え置くものでございます。

2ページをご覧くださいと思います。

第6条、届出の義務、改、文言の整理を行うもの。

別表第1及び第2、改、規則へ委任するため別表を削除するもの。

附則、施行期日、平成30年8月1日から施行するもの。

経過措置、この条例の施行日前に行われた医療行為に係るものについては、なお従前の例によるもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第62号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

.....【議第63号の上程、説明、質疑、討論、採決】.....

○議長（遠藤幸一） 日程第4 議第63号 平成30年度鮎貝第一汚水幹線更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました、議第63号 平成30年度鮎貝第一汚水幹線更新工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

平成30年度鮎貝第一汚水幹線更新工事について、指名競争入札の結果に基づき、契約を締結するため提案するものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますのでよろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、菅原 良教君。

○建設水道課長（菅原 良教） ご説明申し上げます。

議第63号 平成30年度鮎貝第一汚水幹線更新工事請負契約の締結について。

町は、下記により平成30年度鮎貝第一汚水幹線更新工事請負契約を締結したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成30年度鮎貝第一汚水幹線更新工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、8,964万円。

4、契約の相手方、山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝 5783 番地、株式会社鈴木工務店、代表取締役 鈴木重治。

工事の概要について申し上げます。

本工事につきましては、主要地方道の長井白鷹線の荒砥橋架替工事に伴いまして、白鷹運送株式会社の前から新しくつくっております鮎貝中継ポンプ場まで、新しくできる道路等に更新工事という形で污水管を布設するものであります。工事内容といたしましては、口径 400 ミリの污水管を延長 186 メートルほど布設するものであります。そのうち、おおむね道路部分の 166 メートルにつきましては推進工法というような形で、またポンプ場敷地部分の 20 メートル程度については開削工法ということで污水管を布設するというものでございます。また、マンホールにつきましても 3 か所ほど設置するというものでございます。

なお、工期につきましては平成 31 年 2 月 28 日とするものであります。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ、直ちに採決いたします。

議第63号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

【閉会の宣告】

○議長（遠藤幸一） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は終了いたしました。

これをもって、第 4 回白鷹町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会

<午前 10 時 10 分>

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 月 日

白鷹町議会議長 遠藤 幸一

署名議員 今野 正明

署名議員 渡部 善美